第２９号議案参考資料

議　案　名

専決処分の承認を求めることについて （桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例）

１　提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例を改正する必要が生じ、令和６年３月３１日に桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、この案を提出するものである。

２　改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正　（改正条例第１条関係）

【個人住民税】

①　職権による減免を可能とする規定を追加する。

（第５３条関係）

②　令和６年能登半島地震災害により資産について損失が生じたときは、令和５年において生じたものとして、当該損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

（附則第５条の５関係）

③　引用部分の整理を行う。　（附則第６条関係）

④　令和６年度分個人住民税について特別税額控除を行う規定を設ける。　（附則第７条の５から第７条の７まで関係）

⑤　令和７年度分個人市民税について特別税額控除を行う規定を設ける。　（附則第７条の８関係）

⑥　引用部分及び字句の整理を行うとともに、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額についての読替規定を追加する。

（附則第８条関係）

⑦　特別税額控除の算定に用いる所得割の額についての読替規定を追加する。

（附則第１６条の３から第１７条まで、第１８条、第１９条及び第２０条から第２０条の３まで関係）

【固定資産税】

①　職権による減免を可能とする規定を追加する。

（第７５条関係）

②　終了した特例措置に関する規定を削り、一定のバイオマス発電設備及び「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための事業で整備した資産に係る課税標準の特例措置に関する規定を設けるとともに、項の繰下げ及び引用部分の整理を行う。

（附則第１０条の２関係）

③　認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出のない場合でも、一定の要件に該当すると認められるときには特例を適用できることとする規定を設けるとともに、項の繰下げ及び引用部分の整理を行う。　（附則第１０条の３関係）

④　引用部分の整理を行う。　（附則第１１条関係）

⑤　課税上著しく均衡を失すると認める場合における土地に対する固定資産税の課税標準について、令和７年度及び令和８年度においても、評価額を下落修正できる特例措置を継続する。

（附則第１１条の２関係）

⑥　土地に係る固定資産税の現行の負担調整措置について、令和８年度まで延長するとともに、終了した特例措置に関する規定を削る。　（附則第１２条、第１３条及び第１３条の３関係）

⑦　土地に係る固定資産税の現行の負担調整措置について、令和８年度まで延長するとともに、引用部分の整理を行う。

（附則第１２条の２関係）

⑧　終了した特例措置に関する規定を削る。

（附則第１３条の２関係）

⑨　引用部分の整理を行う。　（附則第１４条関係）

【特別土地保有税】

①　職権による減免を可能とする規定を追加する。

（第１３６条の３関係）

②　固定資産税及び不動産取得税に係る課税標準の特例措置について、令和８年度まで延長する。　（附則第１５条関係）

(2) 桶川市都市計画税条例の一部改正　（改正条例第２条関係）

①　終了した特例措置に関する規定を削るとともに、項の繰上げ及び引用部分の整理を行う。

（改正前の附則第３項及び第４項関係）

②　「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための事業で整備した資産に係る課税標準の特例措置に関する規定を設ける。

（附則第４項関係）

③　土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置について、令和８年度まで延長するとともに、終了した特例措置に関する規定を削る。　（附則第６項、第１１項及び第１３項関係）

④　土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置について、令和８年度まで延長する。

（附則第７項から第１０項まで及び第１４項関係）

⑤　引用部分の整理を行う。　（附則第１７条関係）

⑥　土地に係る都市計画税の現行の負担調整措置について、令和８年度まで延長するとともに、引用部分の整理を行う。

（附則第１８項関係）

３　施行期日

令和６年４月１日